

静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領の運用

【改正箇所 新旧対照表】

令和 7 年 4 月

静岡県

改定内容：調査基準価格の算定式等の改定

新旧対照表

改正前	改正後
静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領の運用 （調査基準価格） 第 3 条関係 （ 1 ）静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領（以下「要領」という。）に該当する複数の業務を一括して発注する場合の調査基準価格は、業務毎に要領第 3 条第 2 項により算定したのち合計した額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 8 を乗じて得た額を越える場合にあっては、予定価格に 10 分の 8 を乗じた額とし、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額とする。 （ 2 ）「道路台帳歩掛」を適用する委託にあっては、要領第 3 条第 2 項第 1 号の測量業務を適用し、「直接台帳費」を直接測量費とし、調査基準価格を算定するものとする。 （ 3 ）「土質調査業務委託標準積算基準」を適用する委託にあっては、要領第 3 条第 2 項第 5 号の地質調査業務を適用し、「共通仮設費」を間接調査費とし、調査基準価格を算定するものとする。 （調査の実施） 第 6 条関係 意向確認書の提出期限は通知した翌日から起算して 3 日目を標準とする。提出方法は持参又は F A X（期限までの必着）とする。 （品質確保のための措置） 第 14 条第 4 項関係 土木・建築関係の建設コンサルタント業務で、発注機関の長が第三者照査等を実施する担当者に必要な資格要件を付加したときは、以下のとおりとする。 （ 1 ） 第三者照査等を実施する担当者が付加された資格要件を満たすことができない場合は、別に必要な資格を有する者（以下、「補助担当者」という。）を配置しなければならない。 （ 2 ） 前項の規定は、補助担当者が第三者に属さない者であることを妨げない。ただし、要領第 6 条第 1 項第 3 号に記載された会社（事業所）に属さないこと。 附 則 この運用は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。 この運用は、平成 23 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成 23 年 8 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成 24 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成 27 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。	静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領の運用 （調査基準価格） 第 3 条関係 （ 1 ）静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領（以下「要領」という。）に該当する複数の業務を一括して発注する場合の調査基準価格は、業務毎に要領第 3 条第 2 項により算定したのち合計した額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 8.1 を乗じて得た額を越える場合にあっては、予定価格に 10 分の 8.1 を乗じた額とし、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額とする。 （ 2 ）「道路台帳歩掛」を適用する委託にあっては、要領第 3 条第 2 項第 1 号の測量業務を適用し、「直接台帳費」を直接測量費とし、調査基準価格を算定するものとする。 （ 3 ）「土質調査業務委託標準積算基準」を適用する委託にあっては、要領第 3 条第 2 項第 5 号の地質調査業務を適用し、「共通仮設費」を間接調査費とし、調査基準価格を算定するものとする。 （調査の実施） 第 6 条関係 意向確認書の提出期限は通知した翌日から起算して 3 日目を標準とする。提出方法は持参又は F A X（期限までの必着）とする。 （品質確保のための措置） 第 14 条第 4 項関係 土木・建築関係の建設コンサルタント業務で、発注機関の長が第三者照査等を実施する担当者に必要な資格要件を付加したときは、以下のとおりとする。 （ 3 ） 第三者照査等を実施する担当者が付加された資格要件を満たすことができない場合は、別に必要な資格を有する者（以下、「補助担当者」という。）を配置しなければならない。 （ 4 ） 前項の規定は、補助担当者が第三者に属さない者であることを妨げない。ただし、要領第 6 条第 1 項第 3 号に記載された会社（事業所）に属さないこと。 附 則 この運用は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。 この運用は、平成 23 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成 23 年 8 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成 24 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知 を行うものから適用する。 この運用は、平成 27 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

新旧対照表

改正前	改正後
この運用は、平成 28 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成 29 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成 31 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この運用は、令和元年 10 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。	この運用は、平成 28 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成 29 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この運用は、平成 31 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この運用は、令和元年 10 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この運用は、令和 7 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

新旧対照表

改正前	改正後
-----	-----